

写

事務連絡
令和3年1月21日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

オンライン資格確認を推進するための手続について（周知依頼）

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）において、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。）として利用できる「オンライン資格確認」が導入されることとなったところであり、令和3年3月より、マイナンバーカードの健康保険被保険者証利用の本格運用が開始される予定となっているところである。

今般、新設の保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が診療開始月の月初から「オンライン資格確認」を導入できるよう、「オンライン資格確認を推進するための手続について（協力依頼）」（令和3年1月20日付け保連発0120第1号・保医発0120第1号）等（別添）において、令和3年2月以降の保険医療機関等としての指定申請において、地方厚生（支）局における取扱い等を示したところである。

診療開始月の月初からのオンライン資格確認の利用を希望する医療機関等については、保険医療機関等の指定の申請が早まることが想定されることから、当該内容を貴管下保健所、関係機関等へ周知を図っていただくとともに、医療機関・薬局の開設許可に係る手続きの日程においても配慮いただきたく、ご協力願いたい。

